


第4章



これまでの
成果と課題

1. 墨田区地域福祉計画の歩み

墨田区においては、高齢化の進展に対して、区民の誰もが住み慣れた地域に必要な福祉・保健サービスが受けられるシステムづくりをめざし、平成 5（1993）年 9 月に第一次墨田区地域福祉計画を策定しました。その後、以下のとおり改定と策定を行い、墨田区における地域福祉を推進してきました。

■墨田区地域福祉計画の策定と改定（◆が改定）

策定（改定）年度	名称	計画期間
平成 5（1993）年度	第一次墨田区地域福祉計画	（平成 5（1993）年度から 平成 12（2000）年度）
平成 12（2000）年度	第二次地域福祉計画	（平成 13（2001）年度から 平成 22（2010）年度）
平成 17（2005）年度	◆第二次地域福祉計画（後期）	（平成 18（2006）年度から 平成 22（2010）年度）
平成 22（2010）年度	第三次地域福祉計画	（平成 23（2011）年度から 平成 32（2020）年度）
平成 27（2015）年度	◆第三次地域福祉計画（後期）	（平成 28（2016）年度から 平成 32（2020）年度）

墨田区において策定・推進してきた、第一次・第二次の地域福祉計画は、区の福祉施策の基本計画的な要素と地域福祉を支えるしくみづくりの二つの側面をもっていました。しかし、区の福祉施策については各個別計画としても定めているため、第三次地域福祉計画においては、各分野に共通する基本的な課題となっている、地域での支えあいの意識醸成や実践の推進、地域福祉推進のしくみづくりに焦点をあてて検討・計画化し、実践の道筋を示していくこととしました。

また、第二次地域福祉計画（後期）では、区民、関係機関、区、社会福祉協議会の連携・協働の重要性を指摘しているものの、それぞれの活動指針を定めているものではありませんでした。そこで第三次地域福祉計画においては、計画の策定・実行・評価の各プロセスにおいて協治（ガバナンス）を推進し、区のみならず、区民や地域の関係団体・機関にとっても活動の指針となる計画としていきました。

2. 第三次墨田区地域福祉計画(前期計画)の成果と課題

第三次地域福祉計画においては、基本理念として「個人の尊厳を守る」「ともに生きる地域をつくる」「協治（ガバナンス）を実行する」を掲げました。そして、その基本理念を実現するための基本目標を、「1 区民が安心して暮らせる福祉のまちをつくる」「2 区民が安心して利用できる福祉サービスを提供する」「3 区民の積極的な地域活動を進める」「4 区民が地域で支えあい・助けあうしくみを確立する」とし、それぞれの基本的視点を、「地域生活を支えるしくみづくり」「地域生活を支えるサービスづくり」「地域福祉を進める担い手づくり」「地域社会を育てる体制づくり」として、地域福祉の充実に取り組んできました。

(1) 成果と課題の把握

具体的な成果については、「量的な成果」「質的な成果」に分けて地域福祉計画推進協議会及び地域福祉計画推進本部において評価してきました。また、今回の改定にあたってヒアリング・アンケート等を行い、現状やこれまでの活動の成果についてさらに詳しく調査しました。

これらの評価や調査の結果、成果と課題について次のように把握することができました。

(2) 見えてきた成果と課題

1) “基本目標1:区民が安心して暮らせる福祉のまちをつくる”の成果と課題

成果

障害者団体へのヒアリングによると、墨田区は下町の人情があり、町会が親切で、隣近所の人がわけへだてなく対応してくれる、おまつりに誘ってくれるなど、障害者に対する理解は徐々に広がりつつあり、それらが障害者本人の自立や活動へのやりがいにつながっているようです。福祉作業所の共同販売でも「スカイワゴン」による販売や東京ソラマチ内の「すみだまち処」での販売が行われ、「すみのわ」など新商品開発の取り組みも始まっています。

すみだボランティアセンターは災害時に災害ボランティアセンターとなることから、講座を開催したり地域の方々と訓練を行ったりするなど、災害時の備えが進められています。

課題

障害者への理解が広がりつつある一方で、手話ができる人が増えない、認知症に対する細かな理解がないといった意見も聞かれ、理解や啓発が足りていない現状もあります。また、歩道の段差や傾斜、車いすが通れない狭い道路、エスコートゾーン（視覚障害者誘導用道路横断帯）の設置、自転車専用レーン、建物の配色など、ハード面として改善すべき場所があるほか、いわゆる「歩きスマホ」など通行する上でのマナーの問題も指摘されています。

災害時の要配慮者サポート隊を結成していない町会・自治会があることも、防災面での課題になっています。災害に備える一方で、日頃から地域や団体とつながりを持つことも必要になり、要配慮者のリストの取り扱いルールなど、個人情報上の点で課題があるといえます。

2) “基本目標2:区民が安心して利用できる福祉サービスを提供する”の成果と課題

成 果

高齢者みまもり相談室を8か所に設置し、全区的に高齢者の見守り拠点を整備しました。これにより、地域における相談支援体制が充実し、地域住民からの異変の気づきによる連絡も増えてきました。

見守りネットワーク会議などにより、地域と支援センターとの協力関係が構築されており、地域みまもりマップが作成されたり見守り活動団体が生まれたりしています。

また、すみだ福祉サービス権利擁護センター（社会福祉協議会）における成年後見制度の利用支援や地域福祉権利擁護事業では、それぞれの制度の特徴を活かして支援が必要な人の権利が守られているほか、必要に応じて他機関を紹介して問題の解決に成果を上げています。

課 題

地域の相談支援体制が充実されつつある中で、高齢者支援総合センターでは地域の高齢者の増加や高齢者世帯の抱える問題の多様化に加え、「団地・マンション・戸建てで事情・課題が違うので、解決手法を変える必要がある」などの課題が挙げられており、その相談支援体制が懸念されている一面もあります。また、すみだファミリー・サポート・センターでは、サービスを受けるファミリー会員が増加する一方で、サービスを提供するサポート会員が増えていないことや、そのマッチングにおいて適切なサポート会員が見つからないケースがあるなど、運用面での課題があります。



民生委員・児童委員協議会会長会でのヒアリングの様子

3) “基本目標3:区民の積極的な地域活動を進める”の成果と課題

成果

障害者福祉や高齢者福祉、子育て支援などの情報をはじめ、民生委員・児童委員の活動や小地域福祉活動など、各福祉分野や地域福祉の情報を広く区民に伝え、住民の地域活動への参加を促してきました。

すみだ地域福祉・ボランティアフォーラムの参加者がボランティアに登録したり、しばらくとだえていたボランティア協力校が2校になったりと、ボランティアや地域活動への参加意欲の向上につながっています。また、小中高の児童・生徒が障害者による講義を受けて、福祉に対する理解を深めていく一方、すみだボランティアセンターが実施している「夏！体験ボランティア」などを通じて多くの福祉施設で小中高のボランティアを受け入れているなど、地域福祉に関する学びあいが進んでいるといえます。

また、ふれあいサロンなどの小地域福祉活動は、その実施数が増えて地域活動が活性化されている中で、地域住民に対して異世代の方や近所の方と会話ができる機会の提供になっています。さらに、高齢者の見守りにおいて、地域の人が気づいて自発的に動けるようになるなど、その副次的効果も表れています。おもちゃサロンにおいても、健常児と障害児を一緒に遊ばせる一方で障害児だけの時間も設けていることにより、母親たちが心を休ませることができたり、ピアカウンセリング¹のような相談やアドバイスができたりするなど、成果を上げています。

課題

学校における地域福祉を推進する上では、教員の異動によりつながりが途切れることもあり、そのつながりをいかに保持していくかが課題で、学校や教育委員会と地域との連携が必要になってきます。また、社会福祉協議会の講座を受けて実際にボランティア活動に関わった人がいたことや、約80%の福祉施設でボランティアを受け入れていることなど、地域福祉の担い手を育成・支援する環境はある一方で、民生委員・児童委員やすみだファミリー・サポート・センターのサポート会員をみると、実際に担い手やなり手が不足している現実もあります。

さらに、小地域福祉活動をはじめとした地域活動が活発化している中で、それらを支える町会・自治会役員の高齢化もあり、地域福祉活動リーダーの発掘・育成が課題となっています。半数以上の福祉施設でも、地域住民との関わりに課題²があるとしていますが、今後は地域に開かれた施設にしたいという積極的な意見もあり、福祉施設と地域活動の連携が求められます。

¹ ピアカウンセリング：当事者同士による対等なカウンセリング。障害児を持つ親同士の相談や、障害児を育てた経験のあるボランティアからのアドバイスが行われています。

² アンケートでは、入所者のプライバシーと地域交流とのバランス、町会・自治会に属さない人とのかかわり、知的障害のある通所者へのからかいなどが挙げられました。

4) “基本目標4:区民が地域で支えあい・助けあうしくみを確立する”の成果と課題

成 果

約 75%の福祉施設が、施設見学など地域住民に施設を紹介する取り組みを行っており、半数以上の福祉施設が敬老会やおまつりなど、地域住民を招待するイベントを行っています。さらに、ふれあいサロンや拠点型ふれあいサロンにおいて、日頃から地域のつながりがつくられています。

また、小地域福祉活動や見守りネットワーク会議などを通じて、支援が必要な人を地域で見守る取り組みが進んでおり、地域の課題の解決に向けて連携・協働するしくみ（プラットフォーム）が形成されています。相談や問題に対して、いくつかの団体が関わって取り組んだ事例や、関係機関を仲介して解決した事例もあり、プラットフォームとしての要素を含んだ取り組みも行われているといえます。

課 題

福祉施設やふれあいサロンにより地域におけるつながりはつくられています、マンションなどの新しい住民との関わりが難しいという意見が多く聞かれます。また、障害者からは、町会とのコミュニケーションが取れない、障害者の個人情報や地域で共有してほしいといった声があり、地域におけるつながりに弱い部分があることがわかってきました。

プラットフォームについては、他の機関へつなぐだけでなく、課題解決に向けてともに行動することが必要であり、課題に関わる主体が組織や場所にとらわれずにつながりあうためのしくみが求められています。

5) その他の課題

ヒアリングやアンケートでは、前期 5 年間に地域で共有されるようになった課題が見られます。

- 地域福祉を支えている人が高齢化している
- 外国人が増えたが、日本語が話せずにコミュニティに入るのが難しい
- 権利擁護の相談が年々増え、対象となる人が増加している
- 若い人たちが地域とのつながりを持ちたがらない
- 一人暮らし高齢者や孤立死、認知症の問題が多くなっている
- 児童虐待の未然防止のため、子育て中の母親への支援や産後うつへの対応が求められる

これらの課題は地域とのかかわりが深く、本計画の基本的視点である「プラットフォームによる地域福祉」によって地域の誰もが参加するしくみをつくり、課題解決に向けて取り組んでいくことが必要になっています。